

令和8年度

峽南広域行政組合飲料用等自動販売機

設置事業者募集要項

峠南広域行政組合

1. 目的

組合有財産の有効活用を図りながら自主財源を確保するため。

2. 設置場所及び設置台数等

設置場所 番号	名称	住所	設置予定場所	設置台数
1	峡南広域行政組合 新庁舎	市川三郷町 下大鳥居 750-1	庁舎 1 階ホール	1台
2			庁舎 1 階食堂	1台
3			庁舎2階 EV 横	1台

※入札は、一括で行います。

※設置場所は、末尾記載の「自動販売機設置場所配置図」を参照すること。

3. 入札参加資格要件

- (1) 公告日時点において峡南広域行政組合に自動販売機の設置をしている者。又は、峡南広域行政組合の令和7・8年度入札参加有資格者名簿(業種:物品・役務)に登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有しており、商品管理やトラブル等発生時に速やかな対応が能够すること。
- (4) 山梨県内に本店、支店、営業所又は事務所等を置いていること。
- (5) 税金を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条の規定に該当しない者であること。
- (7) 「峡南広域行政組合建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」又は「峡南広域行政組合物品購入等契約に係る入札参加資格停止等措置要領」の規定に基づく入札参加資格停止期間中でないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154条)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225条)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、それぞれの申立てがなされている者について、手続き開始決定後に競争入札参加資格の代表理事の再認定を受けている者はこの限りでない。

4. 日程

項目	日程	提出書類(※印がないものは必須)
公 告	令和8年1月16日(金)	
募集要項等配布期間	令和8年1月16日(金) ～令和8年1月26日(月)	
参加申出書提出期限	令和8年1月16日(金) ～令和8年1月26日(月)	入札参加申出書(委託・物品)
質 疑 受 付 期 間	令和8年1月16日(金) ～令和8年1月26日(月)	設計図書等質問書 ※質問がない場合は不要
現地見学会申込期間	令和8年1月16日(金) ～令和8年1月21日(水) 正午まで	現地見学会参加申込書 ※参加しない場合は不要
現 地 見 学 会	令和8年1月22日(木) 午前10時～	
質疑回答予定日	令和8年1月29日(木)	
見 積 開 札 日	令和8年2月3日(火) 午前10時～	12. 提出書類の欄参照
自動販売機の設置	令和8年3月31日(火)まで	
自動販売機稼働開始	令和8年4月1日(水)以降	

※3. 入札参加資格要件の(1)に該当し、峠南広域行政組合令和7・8年度入札参加有資格者名簿(業種:物品・役務)に登録をしていない方は、「提出書類一覧(物品・役務)」に記載の書類を見積開札日に別途提出すること。

5. 設置機器の仕様

- (1) 自動販売機は、設置場所ごとに指定した外形寸法を超えないものを設置すること。また、転倒防止対策も併せて行うこと。
- (2) 消費電力の低減等の技術を導入した省エネタイプの機種の自動販売機を設置すること。
- (3) 新硬貨・新紙幣に対応していること。
- (4) 電子マネー対応型自動販売機とすること。
- (5) 機種は災害時支援型ベンダーとし、飲料の確保に重大な支障をもたらす程度の災害時に自動販売機庫内の飲料を無償で解放すること。

6. 遵守事項

- (1)商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者の責任において適切に行うこと。また、商品の賞味(消費)期限に十分注意するとともに、在庫管理・補充管理を適切に行うこと。
- (2)自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (3)缶又はペットボトル等の密閉式の容器とすること。なお、具体的な商品の構成については、落札決定後、事前に峠南広域行政組合担当者と協議すること。
- (4)設置に関する条件を遵守し、手数料等の費用を組合の指定する期日までに確実に納付すること。
- (5)定価(標準小売価格)より20円以上割引いた価格とすること。
- (6)酒類およびたばこの販売は不可とする。
- (7)連絡先を自動販売機前面に明記し、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。
- (8)自動販売機を設置する際は、組合担当者と事前に打ち合わせを行うこと。
- (9)自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認したうえで、安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないかを確認すること。
- (10)自動販売機に併設(担当者の指示がある場合は指定場所)して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、回収ボックスに収納された容器は自社、他社製品、持込みを問わず設置事業者の責任で適切に回収すること。あわせて、自動販売機周辺の清掃等を行い清潔な設置環境を保つこと。
- (11)販売品の搬入、廃棄物の搬出時間等については、組合担当者の指示に従うこと。

7. 施設使用料

- (1)自動販売機の設置に伴う施設使用料は、災害時支援型ベンダーとし、災害時に施設利用者へ飲料が無償解放されることを条件に無償とする。(電気料金は別に記載。)

8. 売上手数料

- (1)当該自動販売機の月毎の売上金額に、契約の割合(%)を乗じた金額とする。(1円未満の端数は切捨てる。)

9. 見積競争及び契約に関する事項

- (1)見積競争は、売上手数料の数値(%)により行うものとし、その数値が最も高かった者を設置事業者とする。

- (2) 売上手数料の数値は小数点第二位まで記載することとし、最も高かった数値が同数の場合は、くじ引きにより決定する。
- (3) 設置予定者決定後、速やかに自動販売機設置契約書を作成する。
- (4) 設置予定者決定後、速やかに行政財産の目的外使用許可書を提出すること。
- (5) 契約期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間を原則とする。

10. その他の費用

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気工事については、自動販売機設置予定場所付近にコンセントが設置してありますので、設置事業者において電気工事を負担する必要はありません。
- (3) 電気料金の請求額の算定方法は、新庁舎であることから前年度実績からの単価が算出できないため、現有峠南消防本部・北部消防署の年間電気料金(令和6年12月請求分～令和7年11月請求分合計金額)を年間電気使用量(kWh)で除した金額を単価(**※単価 28.73 円**)とし、自動販売機に表示されている年間消費電気料金(kWh)に前述の単価を乗じた金額を1年間の電気料金として請求します。(1円未満の端数については、切捨てる。)電気料金の支払い方法や回数は協議により変更することもできることとします。

11. 原状回復

- (1) 設置事業者は、契約期間が満了又は解除された場合は、速やかに原状回復し、峠南広域行政組合担当職員の確認を受けなければならない。なお、原状回復に際しては、設置事業者は一切の補償を峠南広域行政組合に請求することができません。

12. 提出書類(**※書類がバラバラにならないようクリップ等でまとめる**こと。)

見積書

設置する自動販売機の仕様(カタログ等)

※該当する箇所を付箋などでわかるようにすること。

販売可能商品の詳細又は一覧等(品名・金額等)

回収ボックスの容量及び個数

【様式 2-2】峠南広域行政組合事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(委託、物品等用)

【様式 5】事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件等総括表

【様式 6-2】業務(施工)実績調書(委託、物品等用)

誓約書

13. 報告

(1) 毎月の販売数量、売上金額、販売手数料を記載した報告書を作成し、翌月の指定日までに組合担当者へ報告すること。紙面・インターネット上による確認等報告の方法は、組合担当者との協議とする。

14. その他

- (1) 入札者は、本要項を熟読のうえ入札してください。
- (2) 提出した入札書はその理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- (3) 災害その他やむを得ない理由があるときは入札の中止又は入札期日の延期をすることがあります。

15. 参考

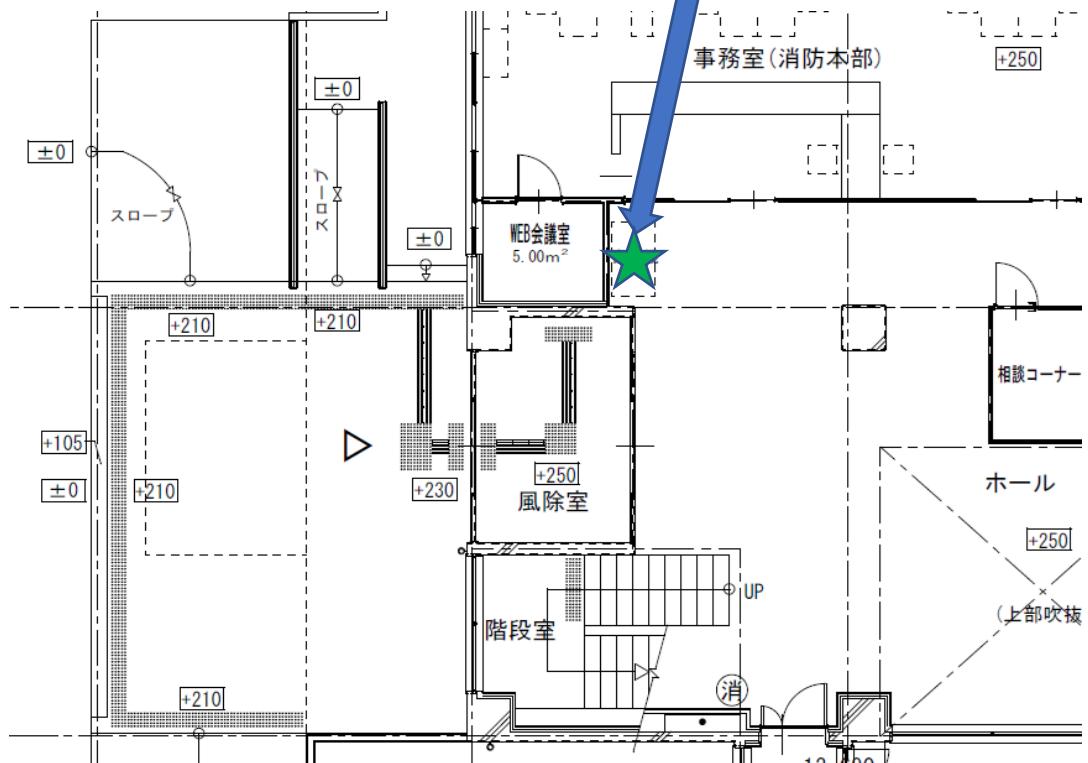
- (1) 当該施設の勤務予定職員数:80名程度(事務吏員、消防吏員含む)
※ただし、業務の都合上、7月末までは勤務職員数は70名程度となる予定です。
- (2) 現在の消防本部および北部消防署の食堂に設置されている2台の自動販売機の過去1年間(令和6年11月～令和7年10月)の売上本数(7,680本)

自動販売機設置場所配置図

設置場所番号：1
(正面玄関入口付近)

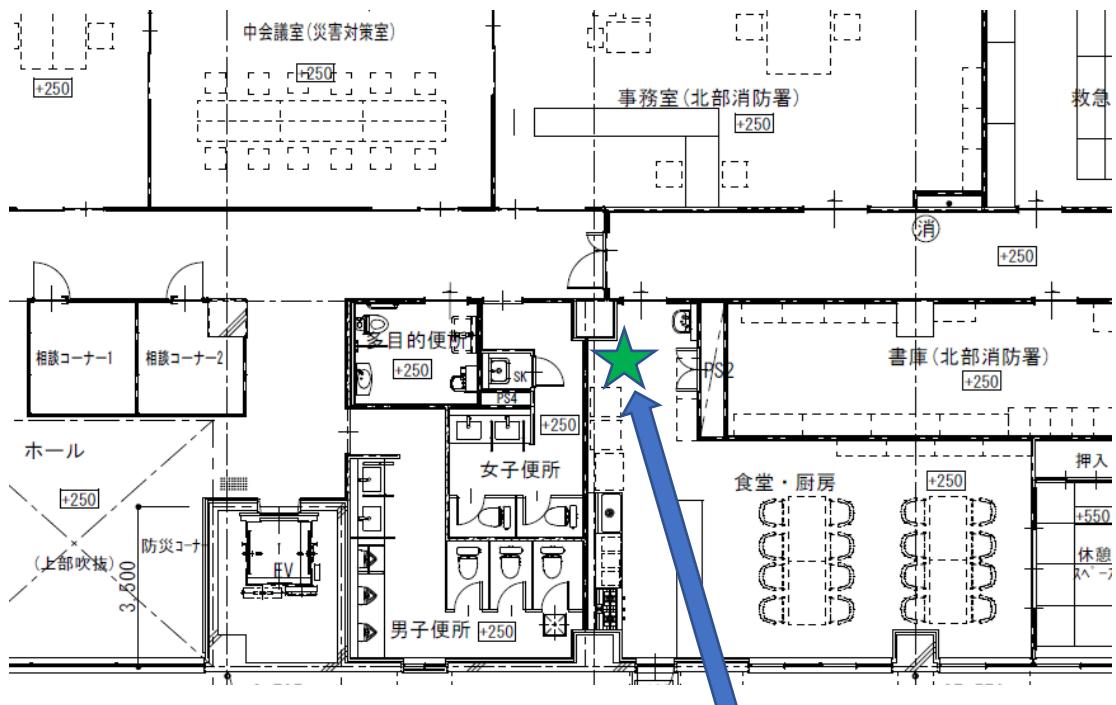
設置予定面積（概ね）
幅 1.9m × 奥行 0.5m

※奥行については、下記★印に記載のとおり、若干飛び出すことを想定しています。
(0.2~0.3m程度)



※図面は詳細設計図の抜粋のため、完成時と異なる場合があります。

設置場所番号：2
(1階食堂内)



設置予定面積（概ね）

幅 1.7m × 奥行 0.6m

※出入口付近への設置となるため、
奥行については、なるべくスリムタ
イプのものを選定すること。

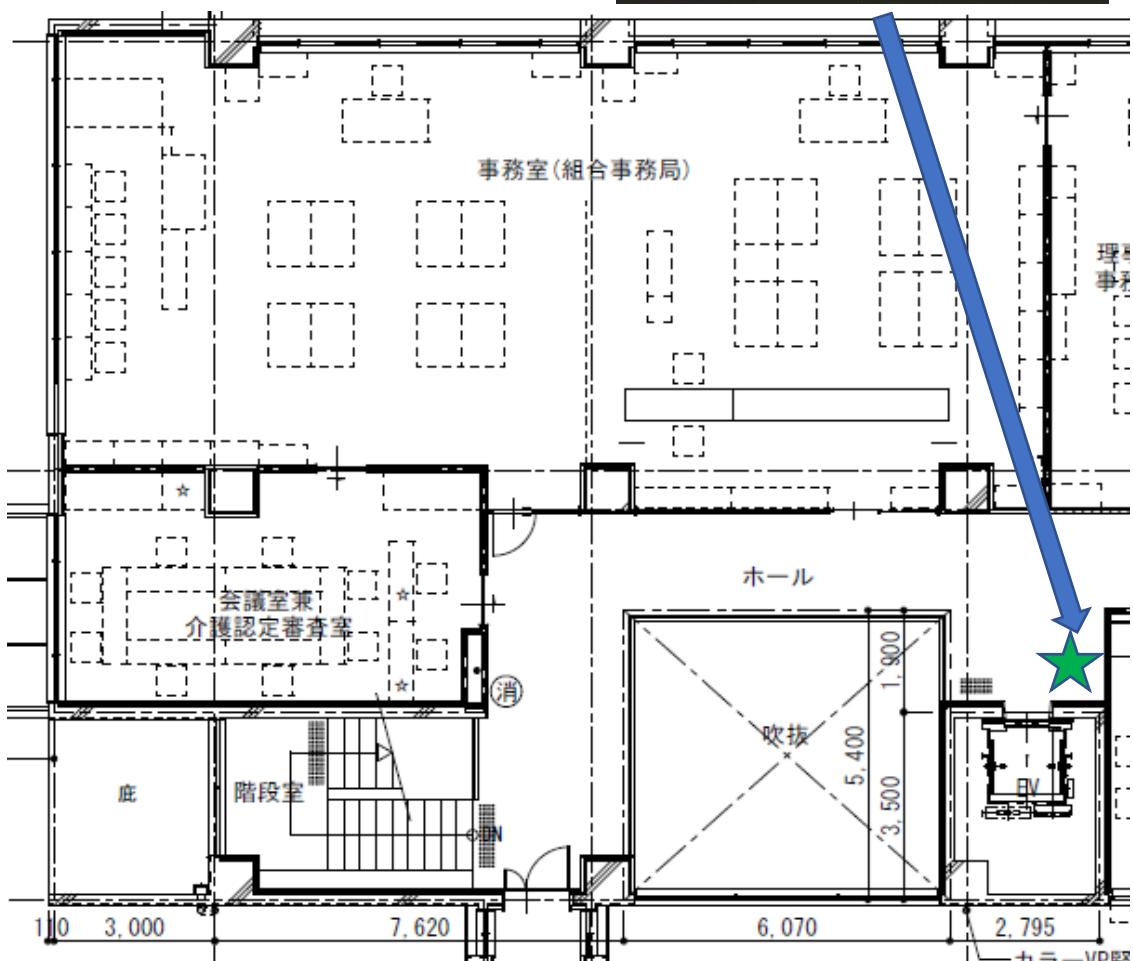


※図面は詳細設計図の抜粋のため、完成時と異なる場合があります。

設置場所番号：3
(2階エレベーター横)

設置予定面積（概ね）
幅 1.7m × 奥行 0.9m

※自動販売機の放熱余地・転倒防止板等及び使用済み容器回収ボックスを含みます。EVへの機器等搬入・搬出を考慮し設置すること。



※図面は詳細設計図の抜粋のため、完成時と異なる場合があります。